発注工事の適正な施工について

大和市　契約検査課

本市から受注した建設工事を施工するにあたり、建設業法（以下「業法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）その他関係法令等の規定はもとより、本市契約規則等の諸規定及び工事請負契約約款等の規定を遵守し、適正な施工を確保するとともに、次の事項に十分注意するようお願いいたします。

１　関係法令の遵守

本市の入札に参加する際は、事業者の社会的責任として次に例示する代表的な法令をはじめ、業務内容ごとに個別に関連する専門分野における関連法令についても、漏れなく遵守されていることが前提となります。

（１）労働者の賃金関係

「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」［日本国憲法第２７条第２項］

「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」［最低賃金法第４条第１項］

（２）契約に関する法令、本市の規則等

・地方自治法
・大和市契約規則
・大和市条件付一般競争入札実施要領
・大和市電子入札実施要領、など

２　市内企業の活用

本市から直接建設工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる（以下「下請」という。）場合及び工事用材料等を購入する場合には、可能な限り本市内の企業を優先してください。

３　適正な評価に基づく下請業者の選定

「下請」により工事を施工する場合、その選定にあたっては、その建設

工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項を的確に評価し、優良な業者を選定してください。

（１）施工能力

（２）経営管理能力

（３）雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

（４）労働福祉の状況

（５）関係企業との取引状況

４　適正な下請契約の締結

「下請」により工事を施工する場合、次の事項を遵守してください。また、工事内容、工期又は工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとし、下請業者に対しても同様の指導を行ってください。

（１）建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書を作成し、下請契約を締結すること。［業法第１９条］

（２）契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

（３）請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件、建設労働者の賃金等を反映した合理的なものとすること。

下請代金の見積りにあたり、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際には、所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定されたものであるため、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれていないことに留意し、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。

また、消費税相当分を計上すること。

（４）請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によること。

（５）下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。（契約内容に変更が生じた場合は、協議のうえ、契約金額の増額及び減額の変更を行うこと。）

（６）下請契約の締結後、工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定するなど、強制的に購入させないこと。

５　代金支払等の適正化

下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法等については、次の事項を遵守してください。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準ずるものとしてください。

（１）元請業者は、市から出来高部分に対応する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その日から１箇月以内のできる限り短い期間内に、その支払の対象となった工事を施工した下請人に対し、支払を受けた額に相応する下請代金を支払うこと。

（２）前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、本市において、工事の円滑な推進を図る上で前金払制度を設けており、その趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

（３）建設工事に必要な資材をその建設工事の元請業者から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

（４）元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、再下請業者、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

６　適正な施工体制の確保

（１）施工体制の把握

業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備することにより、的確に建設工事の施工体制を把握しなければなりません。[業法第２４条の８第１項及び第４項]

なお、入契法において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ってください。[入契法第１５条第１項]

また、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならず、さらに、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒むことはできません。

（２）一括下請負の禁止

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招く恐れがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有します。このため、公共工事につきましては、入契法において、一括下請負が全面的に禁止されています。

また、不必要な重層下請は、種々の弊害を有するので行わないでください。

なお、一括下請負の禁止に違反した場合には、当該下請工事の元請負人だけでなく、下請負人も監督処分の対象となります。

７　技術者の適正な配置

（１）工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることがないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置をしてください。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守してください。

（２）建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

（３）専門工事のうち、建築大工、建築板金、とび、左官、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、配管、内装仕上げ施工、塗装、造園等については、職業能力開発促進法第４４条の規定に基づく「技能検定合格者」の使

用の促進に努めてください。また、建設業法施行規則第１８条の３の規定に基づく、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能を有する「登録基幹技能者」の使用の促進に努めてください。

８　建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文章（雇用通知書）を交付する等雇用・労働条件の改善・安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理など必要な事項について措置してください。

また、元請業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事のすべての下請業者が行われなければならない必要な事項について、指導、助言その他の援助を行ってください。

９　元請業者の指導責任

元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請業者の意見を聴き、元請業者・下請業者との堅密な連絡・協調の体制を整え、建設工事の円滑かつ適正な施工の確保に努めてください。

また、元請業者は、当該工事について総合的管理監督機能を担うとともに、請負契約に基づき、工事の完成についての全ての責任がありますので、当該工事に係るすべての下請業者に対し、関係法令を遵守するよう指導してください。

１０　下請工事の検査及び目的物の引き渡し

元請業者は、下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から２０日以内で、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、検査によって建設工事の完成を確認

した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、その下請工事の目的物の引き渡しを受けなければなりません。

１１　建設業退職金共済制度の推進

受注業者においては、建設業退職金共済制度の趣旨を理解され、特段の事情のある場合を除き、下請負業者等も含めて原則として本制度に加入するとともに、被共済者である建設労働者に、共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されるようにしてください。